(1)平成30年9月3日 月曜日

示

平成三十年(月曜日)

号外第八十七号

平成三十年九月一日				免許年月日	
内区第四号	内区第三号	内区第二号	内区第一号	免 許 番 号	
右同	右同	右同	深浦町で出来が、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には	住所及び氏名(名称) 漁 業 権 者 の	
容のとおり				種類名称時期位置区域	免許の内容
で 年八月三十一日ま 日から平成三十五 十一日ま 二百九号の公示内 容のとおり 容のとおり				存 続 期 間 制限又は条件	

青森県告示第六百二十二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第十条の規定により次のとおり免許し 平成三十年三月十九日青森県告示第二百九号をもって公示した区画漁業について、

平成三十年九月三日

○区画漁業の免許…………………………(水産振興課)… |

告

示

目

次

青森県知事

三

村

申

吾

東 奥 印 刷 株 式 会 社(印刷所・販売人)

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)